

平成16年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況の公表について

清瀬市オンブズパーソン条例（平成16年清瀬市条例第1号）第19条及び清瀬市オンブズパーソン条例施行規則（平成16年清瀬市規則第16号）第13条の規定に基づき、平成16年度における清瀬市オンブズパーソン条例の運営状況について、次のとおり公表します。

平成17年5月13日

清瀬市オンブズパーソン



記

1 期間

平成16年7月1日から平成17年3月31日まで

2 苦情申立て件数及び調査件数

- | | |
|------------------|--------------------------|
| (1) 苦情申立て件数 | 3件（内1件は取下げ） |
| (2) 調査件数 | 2件（内1件は建設部関係、1件は教育委員会関係） |
| (3) 意見若しくは勧告又は提言 | 2件（内1件は意見、1件は勧告） |

3 市の機関に対する意見若しくは勧告又は提言の要旨

上記2（3）の意見又は勧告の要旨は、別紙のとおりです。

	意見・勧告等の区分	要 旨	
事案1	意見	苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	<p>1 清瀬市教育委員会は、学校がいじめ（申立人が保護者である児童に対するもの。）と認めた経緯、内容について、保護者たる申立人に報告をなすべきであるのに、なされていないので、経緯及び内容を報告して欲しい。</p> <p>2 清瀬市教育委員会事務局指導室長は、いじめの内容について、報道機関に誤った内容を公表したと思われる（誤った公表をしたので、4名から恐喝されたという誤った報道がなされた。）ので、その公表内容を明らかにして欲しい。</p>
		意見をやる対象となった市の機関（主管課等）	清瀬市教育委員会（学校教育部指導室）
		オンブズパーソンが教育委員会に対して行った意見の要旨	<p>「苦情申立ての趣旨1」について 学校内における児童の情報については、教育行政上の配慮及び児童のプライバシー保護等の観点から慎重に取り扱うべきであると考えますが、当事者となる児童の保護者に対しては、説明責任を十分に尽くされるように求め意見とします。</p> <p>「苦情申立ての趣旨2」について 児童等の情報に関するマスコミ等からの取材に対しては、今後とも教育行政上の配慮及び児童のプライバシー保護等をふまえて慎重に対応されることを求め意見とします。</p>
事案2	勧告	苦情申立ての趣旨 (調査事案の趣旨)	清瀬市立公園における夜間騒音（大きな奇声等）の規制について
		勧告をやる対象となった市の機関（主管課等）	清瀬市長（建設部緑と公園課）
		オンブズパーソンが市長に対して行った勧告の要旨	<p>平成16年10月26日付で当オンブズパーソンへ提出のあった「苦情申立ての内容に関する対応措置について」に明記されているとおり、苦情申立ての改善に向けて努力するよう勧告しました。</p> <p>「苦情申立ての内容に関する対応措置について」の内容は下記のとおりです。</p> <p>『夜間の利用について、地域自治会の方々が共通の理解として、利用禁止或いは夜間の閉鎖に同意、あわせてご協力をしていただければ、周知看板の設置や出入り口の施錠などの対応を実施したいと考えています。なお、市は警察と協議し、近隣の駐在所による巡回指導の強化及び110番通報を受けた場合のパトカー急行を確認しましたので、まだ被害が続くようであれば、先ず、警察に110番通報をしていただくことをお願いいたします。市は、今後とも東村山警察署及び地域の駐在所、地域自治会と連携を密にして対応してまいりたいと考えています。』</p>